このロシア連邦法「担保について」(担保法)和訳(仮訳)は,国際協力機構(JICA)の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている岡林直子氏にロシア語から日本語に翻訳いただいたものを,法務総合研究所国際協力部の責任において編集し,掲載するものです。

2009年1月 法務総合研究所国際協力部

# ロシア連邦法 「担保について」(仮訳) (1992年5月29日制定・第2872-1号)

#### 改正:

1998 年 7 月 16 日付け連邦法第 102-FZ 号, 2006 年 7 月 26 日付け連邦法第 129-FZ 号, 2007 年 7 月 19 日付け連邦法第 197-FZ 号

# (目 次)

- 第1章 総則(第1条-第34条)
- 第2章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保(第35条-第48条)
- 第3章 担保権者に担保財産(物)の占有を移転する担保(質権)(第49条 第53条)
- 第4章 権利担保権(第54条-第58条)
- 第5章 担保における当事者の権利保障(第59条・第60条)

# 第1章 総則

- 第1条 担保の定義
- 第2条 担保に関するロシア連邦法令
- 第3条 担保権の発生事由
- 第4条 担保権の適用範囲
- 第5条 担保権の種類
- 第6条 担保財産
- 第7条 共同所有である財産に対する担保権の設定
- 第8条 担保財産の交換
- 第9条 担保財産の保険
- 第10条 担保権設定契約の内容及び形式
- 第11条 担保権の国家登記
- 第12条 担保権設定契約の形式不備の効果
- 第13条 担保登記に関する行為に対する不服申立て
- 第14条 担保登記に関する情報

- 第15条 担保登記の国家手数料
- 第16条 登記機関の責任
- 第 17 条 被担保債務の履行の登記
- 第 18 条 担保権設定者による担保台帳の記載
- 第 19 条 担保権設定者
- 第20条 担保財産の処分権
- 第21条 後順位担保権
- 第22条 先順位担保権者の権利
- 第23条 担保財産から弁済を受ける担保権者の債権
- 第24条 担保財産に対する実行権の発生
- 第25条 債務が一部履行された場合の担保財産
- 第26条 複数の物(権利)からなる担保財産による担保権者の債権の弁済
- 第27条 担保権者の債権を第三者が弁済した場合の効果
- 第28条 担保権の実行手続
- 第29条 担保財産の換価金が不足する場合の担保権者の債権の弁済
- 第30条 担保財産の換価金の担保権設定者への返還
- 第31条 債務履行による実行手続の中止
- 第32条 担保財産が第三者に移行した場合の担保権の存続
- 第33条 債権譲渡及び債務引受が行われた場合の担保権の存続
- 第34条 担保権の消滅原因と効果

# 第2章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保

# 第1節 一般事項

- 第 35 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保の目的物
- 第36条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権者の権利
- 第 37 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権設定者の権利
- 第 38 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権設定者の義務
- 第 39 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権設定者の義務違反の効果
- 第40条 輸送機器及び宇宙開発施設を担保財産とする担保権設定契約の形式及び登記
- 第41条 土地による担保

# 第2節 企業,構造物,建物,施設物その他の土地定着物による担保(抵当権)

- 第42条 抵当権の定義
- 第43条 抵当権設定契約の形式 抵当権の登記
- 第44条 企業に対する抵当権
- 第45条 抵当権により担保される債務の期限前履行

#### 第3節 流動集合動産担保権

- 第46条 流動集合動産担保権の特則
- 第47条 流動集合動産を担保とする担保権設定契約の内容
- 第 48 条 流動集合動産担保における担保権設定者の権利

# 第3章 担保権者に担保財産(物)の占有を移転する担保(質権)

- 第49条 質権の定義
- 第50条 質権における担保権者の義務
- 第51条 質権における担保権者の権利
- 第52条 質権における被担保債務の期限前履行の可能性
- 第53条 質物の滅失,不足又は毀損に対する質権者の責任

#### 第4章 権利担保権

- 第54条 担保財産としての権利
- 第55条 権利担保権設定契約の内容
- 第 56 条 権利担保権における担保権設定者の義務
- 第57条 権利担保権における担保権者の権利
- 第 58 条 担保権設定者の債務者が債務を履行した場合の効果

#### 第5章 担保における当事者の権利保障

- 第 59 条 担保権及び担保権設定者の担保財産に対する権利が法定の事由により消滅する際の 担保権者の利益の保護
- 第60条 担保権を侵害する命令又は条例の無効

# 第1章 総則

# 第1条 担保の定義

担保権とは,債務を担保する方法であり,法律に規定される例外を除き,債務者が債務を履行しない場合に,債権者である担保権者が,他の債権者に優先して担保財産から弁済を受ける権利を得るものである。

#### 第2条 担保に関するロシア連邦法令

本法は、担保に関する総則を定めるものである。

本法に規定されない担保関係は、ロシア連邦の他の法令により規定される。

ロシア連邦が締結した国際条約の担保に関する規定がロシア連邦法令の規定と異なる場合は, 国際条約の規定が適用される。

# 第3条 担保権の発生事由

- 1 担保権は,契約又は法律に基づいて発生する。
- 2 担保権の発生を規定する法律は、いかなる債務により、いかなる財産が担保財産と認められ

るべきかについての規定を含まなければならない。

#### 第4条 担保権の適用範囲

- 1 担保権により担保され得るのは,銀行貸付を含む消費貸借契約,売買契約,賃貸借契約,貨 物輸送契約及びその他の契約に基づき発生する有効な債権である。
- 2 担保財産となり得るのは,物,有価証券,その他の財産及び財産権である。属人的性質を有する債権,及び,法令が担保権の設定を禁じるその他債権は,担保財産とすることができない。
- 3 将来発生する債権について担保権を設定することができるが,その場合,当事者は,当該債 権のうち担保される金額を事前に取り決めなければならない。
- 4 担保権は,被担保債務より派生する。担保権者の権利の存否は,被担保債務に附従する。

# 第5条 担保権の種類

法律又は契約により,担保財産が担保権設定者の占有に残るか,又は,担保権者に占有を移転する(質権)かについて,定めることができる。

商品を担保財産とする担保は、担保権者に有価証券である権利証券を引き渡して、これを行う。 担保財産たる有価証券は、公証人役場又は銀行に寄託することができる。

#### 第6条 担保財産

- 1 ロシア連邦法令に従い担保権設定者が譲渡することができる全ての財産は,担保財産とすることができる。
- 2 物に対する担保権は,法律又は契約に別段の定めがない限り,その従物及び分離不可能な果実に及ぶ。物に対する担保権は,法律又は契約に別段の定めがある場合,当該定めによる範囲及び手続に基づく限り,分離可能な果実を含めることができる。
- 3 契約又は法律により,担保権設定者が将来において取得する物を担保権の対象に含める旨を 定めることができる。

#### 第7条 共同所有である財産に対する担保権の設定

- 1 持分が定められていない共同所有財産は,全所有者の合意がある場合に限り,担保に供することができる。
- 2 共有財産における所有者が自己の持分を担保財産にする場合,他の所有者の同意は,必要とされない。
- 3 集合住宅内の住戸1を目的物とする担保権の設定は,その所有者が独自に決定する。

-

<sup>」</sup> ロシア民法典第 289 条,第 290 条参照

#### 第8条 担保財産の交換

担保財産の交換は,担保権者の同意がある場合のみ認められる。担保財産が流動集合動産である場合の交換の手続は,本法第46条及び第47条に規定される。

# 第9条 担保財産の保険

- 1 法律又は契約により、担保権者に対し、その占有下に移された担保財産に保険をかける義務を課すことができる。
- 2 国家機関の行為又は国家機関が採択する法令が担保権設定者の経済活動を停止し、阻害し、若しくは不利益に影響する場合(財産の没収、強制収用)又は債務者が通常清算²若しくは倒産認定を受ける場合に対して保険をかける義務を、法律又は契約により、担保権設定者に課すことができる。
- 3 保険事故が発生した場合,担保権者は,保険金から優先的に債権の弁済を受ける権利を有する。

#### 第10条 担保権設定契約の内容及び形式

- 1 担保権設定契約には,担保権の種類,被担保債権の内容,額及び履行期,担保財産の内容及び価値,その他当事者の一方からの申出に基づき当事者間で合意されなければならないあらゆる条件が記載されなければならない。
- 2 担保権設定契約は,書面により締結しなければならない。
- 3 公証を受けなければならない契約又は双方の合意により公証を受けた契約から発生した債務 を担保するために締結する担保権設定契約もまた,元の契約を公証した機関の公証を受けなけ ればならない。
- 4 被担保債権を発生させる契約には,担保の条件を含めることができる。このような契約は, 担保権設定契約の所定の形式に従って作成されなければならない。
- 5 担保権設定契約の形式は,当該契約が締結される地の法令に従う。ロシア連邦外で締結され た担保権設定契約は,ロシア連邦の法令が定める要件が遵守されている限りは,形式不備によ り無効の認定を受けることがあってはならない。

ロシア連邦領内に所在する建物,施設物,企業,土地その他の対象物,並びにロシア連邦に 登録されている鉄道車両,民用の航空機,船舶及び宇宙開発施設を目的物とする担保権設定契 約の形式は,その締結地にかかわらず,ロシア連邦の法令により定めるものとする。

6 担保権設定契約の当事者の権利及び義務は,当事者間の合意に別段の定めがない限り,担保 権設定者の設立地,居住地又は主要活動地である国の法令によるものとする。

5

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ロシア民法典における「清算」(第 61条~第 64条)のことをいう。

#### 第11条 担保権の国家登記

企業全体を目的物とする担保権、又は、国家登記が義務付けられているその他の財産を目的物とする担保権は、本法が別段の登記手続を定めていない限り、該当する国家登記事務を管轄する機関において登記されなければならない。

財産に対する担保権が国家登記を義務付けられているものである場合,当該担保権設定契約は, 登記の時に締結されたものとされる。

# 第12条 担保権設定契約の形式不備の効果

担保権設定契約が所定の形式を遵守していない場合,その契約は無効となり,ロシア連邦の法令が定める効果が生じる。

# 第13条 担保登記に関する行為に対する不服申立て

利害関係者は,担保登記を拒否された場合,又は不法な担保登記が行われた場合,登記機関の 所在地の裁判所に不服を申し立てる権利を有する。

#### 第14条 担保登記に関する情報

担保権の登記を行う機関は,担保権者及び担保権設定者に対し,登記証明書を発行し,また,担保権者,担保権設定者その他の利害関係者の申請に基づき、登記簿謄本を発行する義務を負う。

# 第15条 担保登記の国家手数料

担保権の登記,登記証明書の発行及び登記簿謄本の発行については,ロシア連邦の法令が定める所定の国家手数料を徴収するものとする。申請者は,登記機関に対し,国家手数料の支払証明を提出する。当該証明がない場合,申請は放置される。

#### 第16条 登記機関の責任

担保権の登記機関は,その職員が登記規則に違反した結果発生した損害につき,責任を負う。

#### 第17条 被担保債務の履行の登記

- 1 担保権者は,担保権設定者の要請に基づき,登記簿に必要な記載をするために,債務の完全 履行又は一部履行を証明する書類を発行する義務を負う。
- 2 被担保債務の完全履行又は一部履行に関する証明書類を受領した担保登記機関は,直ちに登 記簿に相応の記載を行う義務を負う。

#### 第 18 条 担保権設定者による担保台帳の記載

1 法人及び個人事業者として登録されている自然人である担保権設定者は,以下の義務を負う。

- 担保台帳をつける。
- 担保権の発生から 10 日以内に,担保権の種類,担保財産及び被担保債権額を含む情報を台帳に記載する。
- 利害関係者に台帳を閲覧させる。
- 2 担保権設定者は,適時に正しく担保台帳への記帳を行う責任を負う。担保権設定者は,記帳の遅れ,不十分若しくは不正確な記帳,又は台帳を閲覧に供する義務の懈怠により発生した損害につき,その全額を賠償する責任を負う。

#### 第19条 担保権設定者

- 1 担保権設定者となり得るのは,担保財産に対し所有権又は完全経営管理権を持つ者である。
- 2 完全経営管理権に基づき財産を保有する企業は,財産所有者又は財産所有者の執行機関の同意に基づき,財産複合体としての企業全体又はその構成単位及び部門を,また,個々の建物及び施設物を,担保とすることができる。
- 3 施設<sup>3</sup>は,法律に従い,単独処分権を取得している財産を担保に供することができる。
- 4 権利担保権の担保権設定者となり得るのは,担保に供される権利の権利者である。 賃借人は,賃貸借契約に別段の定めがない限り,賃貸人の同意なくして,その賃借権を担保 とすることができる。

## 第20条 担保財産の処分権

担保権設定者は,法律又は担保権設定契約に別段の定めがない限り,担保財産の処分権を保持する。

この場合,担保財産に対する権利は,新しい担保権設定者に主たる被担保債務が移転するとき にのみ,移転する。

#### 第 21 条 後順位担保権

既に担保に供されている財産に対する後順位担保権の設定は,本法及び先順位担保権設定契約 に別段の定めがない限り,認められる。

# 第22条 先順位担保権者の権利

1 既に他の債務の担保となっている財産が担保財産となる場合,先順位担保権者の担保権の効力は存続する。

後順位担保権者の債権は,先順位担保権者の債権が弁済された後の担保財産の価値により弁済される。

\_

<sup>3</sup> ロシア民法典第 120 条参照

2 担保権設定者は、各後順位担保権者に、当該財産につき存在する全ての担保権、その性質及び各被担保債権の額を知らせる義務を負う。担保権設定者は、この義務を怠ったことにより担保権者に生じた損害を賠償する義務を負う。

# 第23条 担保財産から弁済を受ける担保権者の債権

担保権者は,利息,履行遅延による損害,及び法律又は契約に規定される違約罰を含め,実際の弁済の時点で確定される債権の全額につき,担保財産から弁済を受ける権利を有する。また,担保財産の保管費用及び被担保債権の実行に関する費用についても,弁済される。

#### 第24条 担保財産に対する実行権の発生

担保権者は、被担保債務の履行期が到来した時点においてその履行がされていない場合に、担保権を実行する権利を有する。ただし、法律又は契約に基づき当該権利がそれより後に発生する場合、又は、法律に基づきそれより早く実行することができる場合は、この限りではない。

## 第25条 債務が一部履行された場合の担保財産

法律又は契約に別段の定めがない限り、債務者が被担保債務の一部を履行した場合、担保権は、被担保債務が完全に履行されるまで、当初の額により保持される。

# 第26条 複数の物(権利)からなる担保財産による担保権者の債権の弁済

担保財産が複数の物又は権利である場合,担保権者は,その全ての財産から弁済を受けるか,又は,担保を構成するある物(権利)から弁済を受け,残りの物(権利)から弁済を受ける可能性を後に残すかを,選択することができる。

#### 第27条 担保権者の債権を第三者が弁済した場合の効果

担保権者の債権を第三者が弁済した場合,ロシア連邦法令が定める債権譲渡の手続に従い,当該第三者には,債権とともに,その債権を担保する担保権が移行する。

#### 第28条 担保権の実行手続

- 1 担保権の実行は,法律に別段の規定がない限り,裁判所,仲裁裁判所,又は第三者裁判所の 決定に基づき行われる。ロシア連邦法令に別途規定される場合においては裁判手続によらず, 公証人の執行証書に基づいて実行される。
- 2 担保財産の換価は,本法又は契約に別段の定めがない限り,ロシア連邦の民事訴訟法令に従 い行われる。

<sup>4</sup> арбитражный суд:法人・個人事業者が参加する事件を審理する裁判所

執行が禁止されている個人の財産の一覧は、ロシア連邦民事訴訟法典に定められている。

#### 第29条 担保財産の換価金が不足する場合の担保権者の債権の弁済

担保財産の売却により得られた金額が担保権者の債権の全額弁済に満たない場合 担保権者は, 法律又は契約に別段の定めがない限り, ロシア連邦の法令に従い執行をかけることが可能である債務者の他の財産から不足分の弁済を受けることができるが, この際, 担保権に基づく優先権を享受することはできない。

#### 第30条 担保財産の換価金の担保権設定者への返還

担保財産の換価によって得られた金額が担保権者の被担保債権額を上回った場合、その差額は、 担保権設定者に返還される。

#### 第31条 債務履行による実行手続の中止

- 1 担保権設定者は,担保財産の換価前であれば,いかなる時点においても,被担保債務を履行することにより,担保権の実行手続を中止させることができる。
- 2 被担保債務が分割的に履行されるものである場合,担保権設定者は,当該債務の履行期を超過している部分を履行することにより,実行手続を中止させることができる。
- 3 本条第1項及び第2項に規定される担保権設定者の権利を制限する合意は,無効である。

#### 第32条 担保財産が第三者に移行した場合の担保権の存続

担保財産に対する所有権若しくは完全経営管理権又は担保財産たる権利が第三者に移行しても、担保権の効力は存続する。

#### 第33条 債権譲渡及び債務引受が行われた場合の担保権の存続

法律が定める手続により,担保権者が第三者に被担保債権を譲渡した場合,又は,担保権設定者の被担保債務を他者が引き受けた場合,担保権の効力は存続する。

# 第34条 担保権の消滅原因と効果

担保権は,以下の場合に消滅する。

- (1) 被担保債務が消滅した場合
- (2) 担保財産が滅失した場合
- (3) 担保財産たる権利の有効期限が過ぎた場合
- (4) 担保財産に対する権利が担保権者に移転した場合
- (5) 法律が定める他の場合

#### 第2章 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保

#### 第1節 一般事項

#### 第 35 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保の目的物

- 1 担保権設定者が担保財産の占有を保持する担保の目的物となり得るのは,企業,建物,施設物,集合住宅内住戸,輸送機器,宇宙開発施設,及び本法第6条に規定されるその他の財産である。
- 2 分離可能な果実は、その分離の時から第三者の権利の対象物となるものでない限り、本条第 1項に記載される担保権の目的物とすることができる。
- 3 担保権設定者により第三者の一時的な占有又は用益に供された財産を担保とする場合は,担 保権設定者が担保財産の占有を保持する担保とみなす。

#### 第 36 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権者の権利

担保財産を担保権設定者の占有下に置く担保においては、契約に別段の定めがない限り、担保 権者は、以下の権利を有する。

- (1) 担保財産の存否,量,状態及び保管環境につき,書類上又は実際に確認する。
- (2) 担保権設定者に対し,担保財産の保全上必要な措置をとるよう要求する。
- (3) あらゆる者に対し,担保財産の滅失又は毀損のおそれを生ずる侵害行為をやめるよう要求する。

担保財産が担保権者の責めに帰すべきでない理由で失われた場合において,担保権設定者がその回復を行わず,又は担保権者の合意の下で同価値の他の財産に交換しなかったときは,担保権者は,被担保債務の期限前履行を要求することができる。

#### 第 37 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権設定者の権利

契約又は法律に別段の定めがない限り,担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合,担保 権設定者は,以下の権利を有する。

- (1) 担保財産を占有し、その用途に従って使用する。
- (2) 被担保債務も移行して担保財産を譲渡する形か,又は,担保財産を賃貸する形で,担保財産を処分又は運用する。

# 第38条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権設定者の義務

担保権設定契約に別段の定めがない限り,担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合,担保権設定者は,以下の義務を負う。

- (1) 自己の負担により,担保財産に対し,その全価値分につき保険をかける。
- (2) 大規模修理又は通常修理を含め,担保財産の保全のために必要な措置をとる。
- (3) 担保財産の賃貸について,担保権者に通知する。

#### 第 39 条 担保権設定者が担保財産の占有を保持する場合の担保権設定者の義務違反の効果

担保権設定者が本法第 38 条第 1 号及び第 2 号の義務を怠った場合,担保権者は,被担保債務の 履行期の到来前に担保権を実行する権利を有する。

## 第40条 輸送機器及び宇宙開発施設を担保財産とする担保権設定契約の形式及び登記

- 1 民用の航空機,船舶,鉄道車両及び宇宙開発施設を目的物とする担保権設定契約は,公証を受けなければならない。
- 2 輸送機器を担保財産とする担保権は、民用の航空機、船舶、その他の輸送機関の国家登記を 行う機関が管理する登記簿に登記されなければならない。

宇宙空間,月,その他の天体の研究又は民間利用のための施設を目的物とする担保権は,特別な国家登記簿に登記されなければならない。

宇宙空間,月,その他の天体にある施設を目的とする担保権は,国際宇宙法の規定に従い管理される登記簿に登記されなければならない。

#### 第41条 土地による担保

土地を目的物とする 、その所有者による担保権の設定は、本章第2節の規定に抵触しない限り、ロシア連邦の土地関係法令その他の法令が規定する手続により行われる。

# 第2節 企業,構造物,建物,施設物その他の土地定着物による担保(抵当権) 第42条 抵当権の定義

抵当権とは、企業、構造物、建物、施設物その他の土地定着物を、その土地又は土地利用権とともに担保とするものである。

#### 第43条 抵当権設定契約の形式 抵当権の登記

- 1 抵当権設定契約は、公証を受けなければならない。
- 2 抵当権は,企業,構造物,建物,施設物その他の対象物の所在地の土地台帳に登記される。 抵当物に対する所有権又は完全経営管理権が抵当権設定者から他の者に移転した場合は,抵 当権が登記された土地台帳に権利移転の登記を行わなければならない。
- 3 企業全体を目的物とする担保の国家登記を行う機関は,当該登記を行った場合は,その情報 を土地台帳の管理機関に対して通知しなければならない。この通知は,当該企業の各支店の所 在地の土地台帳管理機関に対しても行う。

#### 第44条 企業に対する抵当権

1 企業に対する抵当権は,法律又は契約に別段の定めがない限り,その固定資産,流動資産,

及び独立した貸借対照表に記載されるその他の全ての財貨を含めた, 当該企業の全財産に及ぶ。

- 2 抵当権設定者である企業は,抵当権者の請求により,年毎の貸借対照表を提出しなければならない。
- 3 企業を抵当物とする被担保債務が履行されなかった場合,抵当権者は,抵当権設定契約に規定される抵当企業の財政健全化措置を実施する権利を有する。財政健全化措置には,企業の幹部機関の代表者の任命,及び,製品や他の企業財産の処分権の制限を含むことができる。これらの措置が然るべき結果につながらなかった場合,抵当権者は,当該企業に対する抵当権を実行することができる。
- 4 企業を抵当物とする抵当権の実行においては、ロシア連邦の法令が規定する手続により、企業を一つの複合体として、オークションにより売却する。

#### 第45条 抵当権により担保される債務の期限前履行

抵当権設定契約により同一抵当物に対して後順位抵当権が設定される可能性が除外されている場合,抵当権設定者は,履行期の到来前においても,随時,被担保債務を全額履行することができる。

# 第3節 流動集合動産担保権

#### 第46条 流動集合動産担保権の特則

1 流動集合動産を担保とする場合,担保財産(在庫商品,原料,資材,半製品,完成品等)の 構成と形態については,その総額が担保権設定契約に記載される額を下回らない限り,変更す ることが認められる。

契約に別段の定めがない限り、担保財産たる流動集合動産の価値の減少は、被担保債務の履行済部分に比例して認められる。

2 流動集合動産による担保の場合,担保権設定者が販売した商品は,その所有権,完全経営管理権又は運用管理権が取得者に移転した時から担保財産ではなくなり,担保権設定者が取得した商品で担保権設定契約に規定されるものは,担保権設定者に所有権又は完全経営管理権が発生した時から担保財産となる。

# 第 47 条 流動集合動産を担保とする担保権設定契約の内容

流動集合動産を担保財産とする担保権設定契約においては,担保となる商品の種類その他の特徴,担保財産の総額及び所在する場所,並びに,担保財産と交換することができる商品の種類を 定めなければならない。

#### 第 48 条 流動集合動産担保における担保権設定者の権利

流動集合動産を担保とする場合,担保権設定者は,本節の規定を遵守した上で,担保財産に対

する占有権,使用権及び処分権を保持する。

#### 第3章 担保権者に担保財産(物)の占有を移転する担保(質権)

#### 第49条 質権の定義

- 1 質権とは,担保財産(物)の占有が担保権者に移転する担保権設定契約である。
- 2 担保財産は,担保権者と担保権設定者の合意により,施錠し担保権者の印で封印した上で, その占有を担保権設定者に残すことができる(固定担保)。また,個別に定めた物につき,担保 財産であることを示す標識を付けた上で,その占有を担保権設定者に残すことができる。

本章の規定は,固定担保についても,この担保における担保権者と担保権設定者の関係の本質に矛盾しない範囲において適用するものとする。

#### 第50条 質権における担保権者の義務

質権者は,契約に別段の定めがない限り,以下の義務を負う。

- (1) 質権設定者の負担により、質権設定者のために、その価額の総額につき質物に保険をかける。
- (2) 質物の保全のために必要な措置をとる。
- (3) 質物の滅失又は毀損のおそれが発生した場合は,直ちに質権設定者に連絡する。
- (4) 本法第51条第1項により質権者による質物の使用が認められる場合は、質権設定者に対し、定期的に質物の使用報告書を提出する。
- (5) 質権設定者又は第三者が被担保債務を履行した場合に,直ちに質物を返却する。

質権者は、契約に規定される場合は、質権設定者のために、質物から収益を得なければならない。

#### 第51条 質権における担保権者の権利

- 1 質権者は,質権設定契約にその旨の明記がある場合は,質物を使用する権利を有する。質物の使用により質権者が得た収益その他の財産上の利益は,質物の保管費用に充当し,また,被担保債務の利息又は元本の弁済に充てる。
- 2 質権者の責めに帰すべきでない理由により、質物が滅失、不足又は毀損する現実的なおそれが発生した場合、質権者は、質物の交換を要求する権利を有し、質権設定者がこれを拒否した場合は、被担保債務の履行期が到来する前に、質権を実行する権利を有する。

# 第52条 質権における被担保債務の期限前履行の可能性

質権者による質物の保管又は使用が不適切である場合,質権設定者は,随時,質権の終了を要求し,又は,被担保債務を期限前に履行する権利を有する。

# 第53条 質物の滅失,不足又は毀損に対する質権者の責任

1 質権者は,質物の滅失,不足又は毀損につき,それが自己の責めによるものでないことを証明しない限り,責任を負う。

質権者が質権に基づく融資を業務内容とする事業者である場合,免責は,質物の滅失,不足若しくは毀損が不可抗力によるものであるか,又は質権設定者の故意若しくは明らかな不注意によるものであること(質物が質権設定者の下にある場合)を質権者が証明した場合に限られる。

2 質権者は,質物の滅失又は不足については,滅失したもの(不足するもの)に相当する額の 責任を負い,また,毀損については,質物の価値の下落分に相当する額の責任を負う。質入時 に質物の査定を行った場合は,質権者の責任は,この査定額を上回ってはならない。

質権者は,法律又は契約に定めがある場合は,質物の滅失,不足又は毀損により質権設定者が被った損害を全額賠償しなければならない。

#### 第4章 権利担保権

#### 第54条 担保財産としての権利

- 1 担保財産となり得るのは,担保権設定者に属する占有権及び使用権であり,賃借人としての 権利,債務から発生するその他の権利(債権),及びその他の財産権を含む。
- 2 有効期間がある権利は、その有効期間においてのみ担保財産とすることができる。
- 3 金銭評価額を持たない権利を目的物とする担保権設定契約においては,担保財産の価値は, 当事者間の合意によって定める。

# 第55条 権利担保権設定契約の内容

権利担保権設定契約においては,本法第10条に規定される要件のほか,担保権設定者に対する 債務者が記載されなければならない。担保権設定者は,自らの債務者に対し,当該権利を担保と した旨を通知しなければならない。

#### 第56条 権利担保権における担保権設定者の義務

権利担保権における担保権設定者は、契約に別段の定めがない限り、以下の義務を負う。

- (1) 担保に付した権利の有効性を確保するために必要な行為を行う。
- (2) 担保に付した権利を譲渡しない。
- (3) 担保に付した権利の消滅につながる行為又はその価値を下げる行為を行わない。
- (4) 担保に付した権利を第三者からの侵害から守るために必要な措置をとる。
- (5) 担保に付した権利について生じた変化,第三者からの侵害,及び第三者からの権利主張について,担保権者に通知する。

#### 第57条 権利担保権における担保権者の権利

権利担保権の担保権者は、契約に別段の定めがない限り、以下の権利を有する。

- (1) 担保設定者が本法第 56 条の義務を履行しなかった場合,被担保債務の履行期が到来しているか否かにかかわらず,裁判所又は仲裁裁判所において,担保となっている権利の自己への移転を請求する。
- (2) 担保に付された権利に関する訴訟事件につき,第三者として参加する。
- (3) 担保権設定者が本法第56条第4号の義務を履行しない場合第三者の侵害から担保となっている権利を保護するための措置を独自にとる。

#### 第58条 担保権設定者の債務者が債務を履行した場合の効果

- 1 担保権設定者がその被担保債務を履行するより前に担保権設定者の債務者が債務を履行した場合は,担保権設定者が受けた給付は全て担保財産となり,担保権設定者は,遅滞なく,担保権者に対し,その旨を通知しなければならない。
- 2 担保権設定者は,自己の債務者から債務の履行として金銭を受領した場合,担保権設定契約 に別段の定めがない限り,担保権者の請求に基づき,被担保債務の履行として相応の金額を振 り込まなければならない。

#### 第5章 担保における当事者の権利保障

# 第 59 条 担保権及び担保権設定者の担保財産に対する権利が法定の事由により消滅する際の担保権者の利益の保護

- 1 ロシア連邦又はその構成共和国が担保権又は担保財産に対する担保権設定者の権利を消滅させる法令を採択した場合,当該法令の採択により担保権者が受けた損害は,ロシア連邦又は該当する連邦共和国が全額を賠償する。損害賠償に関する紛争は,裁判所が解決する。
- 2 担保財産である建物、他の構造物若しくは施設物又は植栽が所在する土地を収用する決定等、 担保財産や担保財産たる権利そのものを収用又は剥奪することを直接の目的としない国家行政 機関の決定によって担保財産に対する所有権又は担保財産たる権利が消滅した場合、その決定 により担保権者が受けた損害は、当該の国家機関がその財源により全額賠償する。損害賠償に 関する紛争は、裁判所又は仲裁裁判所が解決する。

# 第60条 担保権を侵害する命令又は条例の無効

- 1 国家行政機関又は地方自治体が法に一致しない命令又は条例を発布したことにより担保権者 の権利が侵害された場合,そのような命令又は条例は,担保権者の申立てに基づき,裁判所又 は仲裁裁判所によって,無効の認定を受ける。
- 2 本条第1項の命令又は条例の発布により担保権者が被った損害は,当該の国家行政機関又は 地方自治体によって,全額賠償されなければならない。